

# 尾北シニアネット 会則

2026年4月13日改定

(名 称)

## 第1条

本会は、尾北シニアネットと称する。

(事 務 所)

## 第2条

本会は事務所を会長宅に置く。

(目的)

## 第3条

本会は、会員が持つ情報技術能力を通して中高年の生きがいつくり仲間づくりを推進するため、コミュニケーションの場や、学習環境などの場を提供するとともに、会員が生き生きとした人間性豊かな生活を営める社会の創造に寄与することを目的とする。

(事 業)

## 第4条

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行うことができる。

1. 会員のコミュニケーションの場を提供する。
2. 会員に向けた情報活用のための講座を開催する。
3. 市民対象の相談会を開催する。

(会 員)

## 第5条

本会は第3条に掲げる目的に賛同する個人をもって組織する。

1. 会員の入会条件は特に定めない。
2. 会員として入会しようとするものは、会のホームページから申し込み、附則に定める入会金を納めるものとする。ただし、退会から1年未満の再入会の場合は入会金を免除する。
3. 会員の会費の納入は必要としない。
4. 会員の資格喪失。
  - ①退会届の提出
  - ②本人の死亡
  - ③除名された時

(サークル)

## 第6条

1. 会員の有志により本会の目的に沿う形で結成され、役員・サークルおよび部会責任者会（以下第11条を除き「役員会」という）で承認された下部組織をサークルと呼称する。
2. サークルの代表者は、役員会で推薦され、本人の承諾を得て就任する。
3. サークルへの入会は、尾北シニアネットの会員に限る。
4. サークルの運営については、サークル代表者を中心に自主的に行うものとする。

(役員)

第7条

本会に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 会計 1名
3. 事務局 1名
4. 監事 1名 (非常勤)

(役員を選出)

第8条

1. 会長、会計は、サークルより選出した者、もしくは会員の中から募った候補者のうち役員会の承認を受けた者とし、いずれも総会において承認を受けて就任する。
2. 事務局は、役員会が会員から選出・承認し、総会の承認を受けて就任する。
3. 監事は、役員経験者から役員会が選出・承認し、総会において承認を受けて就任する。

(役員任期)

第9条

1. 役員は、役職任期は1年とし、次の通常総会で交代するものとするが、再任を妨げない。補欠により選任された役員は、前任者の残任期間とする。
2. 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員任務)

第10条

1. 会長は、本会を代表して会務を掌る。
2. 会計は、会の入出金業務全般、出納簿の作成を担う。
3. 事務局は、会員の入退会管理、アドレス変更、メーリングリストの管理など事務全般を担う。
4. 監事は、本会の会計その他の事務を監査する。

(会議)

第11条

本会の会議は、総会、役員・サークルおよび部会責任者会とする。

(総会)

1. 総会は、総会出席会員をもって構成する。
2. 総会は、毎年4月に会長がこれを招集する。ただし、役員会が特に必要と認めたときは、会長は臨時にこれを招集しなければならない。  
止む得ない事由のため総会の会合が開催できない場合は、書面表決の方法により総会を開催したものとする。  
書面表決の方法により総会を開催した場合、総会の終了日は表決結果を尾北シニアネットのホームページに掲載した日とする。
3. 総会の議長は、会長がこれにあたる。
4. 総会は下記事項を協議し議決する。
  - ① 予算および決算に関すること。
  - ② 事業計画および事業報告に関すること。
  - ③ 会則の変更に関すること。
  - ④ その他本会の運営に関する重要な事項で、役員会が必要と認めた事項に関すること。

5. 総会の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。  
書面表決に依った場合は、書面回答の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(役員・サークルおよび部会責任者会)

1. 会議の構成員は、第7条に規定する役員、サークル代表者および部会責任者とする。
2. 会議は、必要に応じて会長がこれを招集する。
3. 会議の議長は、会長がこれにあたる。
4. 会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
5. 会議は、次の事項を協議し議決する。
  - ①総会に付議すべき事項に関すること。
  - ②総会の議決した事項の執行に関すること。
  - ③その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

(部 会)

第12条

1. 本会の活動目的を遂行するために次の役割を持つ部会を置く。
  - ①スマホ・パソコン相談部会  
スマホ・パソコン相談部会は、市民を対象としたICT機器初心者のための相談会の企画および運営を行う。
2. 部会の部会長は、役員会で推薦され、本人の承諾を得て就任する。
3. 部会の部会員は、本会会員からの希望者、推薦を受けた者とする。  
ただし、部会長が必要を認めた場合、役員会の承認を得て本会会員以外の者に部会の運営の一部を委託することができる。
4. 部会は、役員会に付議する事項および役員会で提示された事項に関することを協議・執行する。
5. 部会の運営は、部会の総員の協力で行う。

(運営協力者)

第13条

1. 本会の運営に継続的に携わる者を「運営協力者」とする。
2. 運営協力者の範囲は、役員会で決定する。
3. 運営協力者の任期は本会事業年度と同一とする。別に定めのある場合を除き、再任は妨げない。ただし、役員と兼務となっている者は、兼務している役員職については第9条（役員の任期）による。
4. 運営協力者には、手当を支払う。ただし、事業年度末日より前に辞任した者には支払わない場合がある。

(会 計)

第14条

1. 本会の収入は、入会金・受託事業受託料・寄付金その他をもってあてる。
2. 本会の運営に必要な支出は、以下の項目とする。
  - ①会運営に係る総会などの会議費用
  - ②会運営に係るホームページ運営・メーリングリスト等の広報・連絡の費用
  - ③運営協力者の手当額
  - ④その他会運営に必要で、役員会で承認された費用

3. 第1項の収入及び第2項の支出経費は、第2項第4号を除いて予算案として役員会で協議・決定し、総会で承認を得る。第2項第4号については、「予備費」として予算計上し、会計報告時に総会の承認を得る。
4. 事業年度内に発生した支出経費は、年度末日までに精算する。
5. 会計報告は、役員会の指定した会員の監査を受け、総会で承認を得る。

(事業年度)

#### 第15条

1. 本会の事業年度(会計年度)は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

#### 第16条

1. その他、この会則の施行にあたり必要な運営詳細については、別に定める内規による。内規は役員会で定めてこれに従う。
2. 万一、会則に定めのない事象が発生した場合は、役員会で議決、実行する。この場合、会則変更が必要となれば、次の総会で承認を受ける。

(会則の改廃)

#### 第17条

本会則の改廃は、総会で承認を受け同日から施行する。

以上

#### 附 則

1. 本会の入会金は1,000円とする。

改定履歴 2026年4月13日

会費を徴収しないこと、役員の変更すること、講座部会を廃止したことに伴い以下を改定

第4条 (事業) 第3項

第5条 (会員) 第3項(変更)、第4項第3号(削除)

第7条 (役員)

第8条 (役員を選出) 第1項、第2項(変更)

第10条 (役員の任務) 第2項(削除)、第5項(削除)

第12条 (部会) 第1項第1号(削除)

第14条 (会計) 第1項(変更)、第2項第3号(削除)、  
第2項第4号(削除)、第2項第5号(削除)

付則 第2項(削除)、第3項(削除)

以上